

青森県報

第二千六百九十七号

目次

告示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス

新編の歴史の発展

事業の廃止の届出

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定

カーバム無縫钢管の歴史

第一回 無業者の無業者新呂へ義務の発生

道路の区域の変更

公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告

大規模小売店舗の新設に関する届出

土地改良区の定期変更の認可

新規土地改良事業施行認可申請の適当の決定

出先機關

換地計画認可申請の適当の決定

事農上
務林北水地
所產方

(文県民生活課)
(農村整備課)
(経営支援課)

(道	改	固	(
路	善	体	同	同
課	經	同))
...
三	三	三	三	一

高齡福祉課

年二十五日(水曜日)

第二千六百九十七号

青森県告示第七百六十六号

告示

介護保険法（平成九年法律第百一十二号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

指定居宅サービス事業者		氏名称又は名前		所在地又は住所の所在		居宅サービスの種類		行居宅サービス事業所を	
園人社会弘前福祉成法	園人社会弘前福祉成法	園人社会弘前福祉成法	商事つ合資会社	世株式会社善	業鎌株田式設備会社	業鎌株田式設備会社	氏名称又は名前	所在地又は住所の所在	指定期日
一弘丁前市大字豊原 の三	一弘丁前市大字豊原 の三	一弘丁前市大字豊原 の三	野村南津軽郡中田字舍上館	〇字従弟沢一〇三代	一弘丁前市大字二藤野	一弘丁前市大字二藤野	所主たる事務所の所在地又は住所	主たる事務所の所在地又は住所	年月日定
活介護特定施設生設	訪問介護	訪問看護	訪問看護	通所介護	用特定福利用具販売用具	貸福祉用具	類別	居宅サービスの種類	年月日定
清園養護老人人木 弘前温水	ヨンスムヘル丘シバホ	自由ケンシテスム	自由ケンシテスム	サボートケア	高館山温泉	前水中央彩工房弘	前水中央彩工房弘	名稱	年月日定
一弘丁前市大字豊原 の四	町弘前市大字金屬 の三〇	町弘前市大字金屬 の三〇	田弘前市大字早稻 の九	〇字従弟沢一〇三代	町弘前市大字百石	町弘前市大字百石	所在地	所在地	年月日定
一八・九・六	"	"	"	"	"	"	平成廿三年	年月日定	年月日定

成医療法人平	会人社会松会緑福祉祉法	sare株式会社福い祉ふ	sare株式会社福い祉ふ	氏名称又名は	指定居宅サービス事業者
丁目四の六	一大上北郡出戸字三〇の二三	四弘前市大字六の九	四弘前市大字六の九	所主たる事務住所の	所主たる事務住所の
訪問介護	介訪問入浴	介訪問入浴	訪問介護	類ビ居ス宅のサ一	行居宅うサービス事業所を
ブムシ・ン施護オグ設老オリホナ人保	ステボインテンセセンタービ莊	祉ふれあい祉福	祉ふれあい祉福	名 称	行居宅うサービス事業所を
丁目四の六	一大上北郡出戸字三〇の二六	四弘前市大字六の九	四弘前市大字六の九	所 在 地	所 在 地
一八・九・三〇	一八・七・三	"	平成六・一〇・一	年 廃 月 日 止	年 廃 月 日 止

青森県告示第七百六十七号
介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

人社会福徳会報	弘前市大字豊原
字池田一三六赤坂	一丁目一の三
活介護施設	特介護生設
一養護老人木ム景楓莊	ひ水護盲老人ム津輕カリ莊

青森県告示第七百六十八号
介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	所主たる事務所地	行居宅う介護支援事業所
い福祉サービス	弘前市大字中野	四丁目六の九	行居宅う介護支援事業所
一ふれあい福祉サ	弘前市大字中野	四丁目六の九	行居宅う介護支援事業所
一平成六・一〇・一	年 廃 月 日 止	年 廉 月 日 止	年 廉 月 日 止

青森県告示第七百六十九号
介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行つ者を指定したので、同法第二百五十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

業鎌田式設備会工	業鎌田式設備会工	氏名称又名は	サ指 定介 ピス事 業予 防
一弘前市大字六の二藤野	一弘前市大字六の二藤野	所主たる事務住所の	所主たる事務住所の
用予特定販介売社護	貸福介与社護用予具防	のサ介護予防	のサ介護予防
前水中央彩工房弘	前水中央彩工房弘	名 称	事介護予防う事業所
町弘前市大字百石	町弘前市大字百石	所 在 地	所 在 地
"	平成六・一・三	年 指 月 日 定	年 指 月 日 定

氏名 称 又 名は	サ一 ビス 事 業 者 防
所主たる事務所又は住所の 所在	のサ介 護 を 行 う 事 業 所
名 称	事 業 護 予 防 サ ー ビ ス
所 在 地	年 廢 月 日 止

青森県告示第七百七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百五十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第二百五十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事
三
村
申
吾

青森県告示第七百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

人 社 報 德 福 祉 会 法	園人 社会 弘前 前福 愛祉 成法	園人 社会 弘前 前福 愛祉 成法	園人 社会 弘前 前福 愛祉 成法	園人 社会 弘前 前福 愛祉 成法	商 事 合資 たい いな いも	世株式 会社 善
黒石市大字赤坂	一弘前市大字豊原 丁目一の三	一弘前市大字豊原 丁目一の三	一弘前市大字豊原 丁目一の三	一弘前市大字豊原 丁目一の三	野村南津輕郡田舎上館 一大字畠中字上館	〇字從弟五〇 弘前市大字五代
活入特介 介居定護 護者施予 生設防	活入特介 介居定護 護者施予 生設防	活入特介 介居定護 護者施予 生設防	訪介護 問護予 設防	訪介護 問護予 設防	訪介護 問護看 予護防	通介護 所介護 予護防
ム養 護老人 木景楓莊	ひ木一 カリム 莊津輕人	清園 弘前 温木	一養護 老人 前溫木	ヨンス テヘル シバホ	自由 ケシ 丘 ヨンス	サ早稻 田ケア トニア 高館山 温泉
の黒石 一市末広 五三	一字弘前 七小松市 五野八大字 七百沢	一弘前 丁前市 目三の大字 四豊原	町弘前 五市大字 の三〇金屬	町弘前 五市大字 三〇金屬	田弘前 四市大字 七早稻 九九稻	〇字從弟五〇 弘前市大字五代
"	"	一八 九三云	"	"	"	"

青森県告示第七百七十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第一百八条第二項の規定により、次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第二百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事
三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
西津軽郡深浦町大字鷹木字亀ヶ崎一二二 西津軽郡深浦町大字鷹木字亀ヶ崎一五九の一 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形一一の 五十嵐政二 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二三 古川一七 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二三 一七吉	大戸瀬第一 区域	区域
西津軽郡深浦町大字関字柄沢九三の一二 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字神原一三三の三八 山下幸彦 杉野森清克	大戸瀬第一 区域	底建網漁業
む漁業及び小型定置網漁業を併せ建網置業	た建網漁業及び底建網漁業	

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十一月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

番 号	面	種 道 路	路 線	名	変 更 の 区 間	前 变更の 後 後別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
1	県 道	山田鶴田線			北津軽郡鶴田町大字廻堰字米出四五の一から 北津軽郡鶴田町大字木筒字西柳川五九の一まで	前	一一・〇〇メートルから 一一・〇〇メートルから	一、四七七・〇〇メートル 一、四七七・〇〇メートル	

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

五 定款に記載された目的
この法人は、八戸市内及びその周辺地域に在住する知的障害児者及び身体障害児者に対し、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが住みよい社会の構築を目指すとともに、福祉サービスの向上に寄与する事を目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダモール大畠
むつ市大畠町中島三九の二六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
前田商事株式会社
むつ市小川町二丁目四の八

一 申請のあつた年月日
平成十八年十月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぐるみの里

三 代表者の氏名
泉山 彰

四 主たる事務所の所在地
八戸市吹上二丁目一一の三七

1	株式会社マエダ	午前六時から午後九時まで
2	むつ市小川町二丁目四の八	届出年月日
3	代表取締役 前田恵三	平成十八年十月十三日
4	株式会社丸大サクラヰ薬局	届出書及び添付書類の縦覧
5	青森市大字三内字玉作一の二二七	場所
6	代表取締役 櫻井清	青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所
7	大規模小売店舗の新設をする日	期間
8	平成十九年六月十四日	平成十八年十月二十五日から平成十九年一月二十五日まで
9	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	午前八時三十分から午後五時十五分まで
10	二、二九二平方メートル	ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。
11	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	意見書の提出
12	1 駐車場の位置及び収容台数 159台（位置は、届出書添付図面のとおり）	この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます。
13	2 駐輪場の位置及び収容台数 七八台（位置は、届出書添付図面のとおり）	1 提出期限
14	3 荷さばき施設の位置及び面積 一六二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成十九年二月二十五日
15	4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 二六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）	2 提出先
16	七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	青森県商工労働部経営支援課
17	(一) 株式会社マエダ	3 記載事項
18	開店時刻 午前九時（ただし、年間六十日間午前七時）	4 意見書の提出者（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
19	零時	(一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
20	開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時	(二) 意見及びその理由
21	来客が駐車場を利用することができる時間帯	(三) 言語
22	午前八時四十五分（ただし、年間六十日間午前六時四十五分）から午前零時十五分まで	意見書は、日本語により記載すること。
23	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	土地改良区の定款変更の認可
24	一か所（位置は、届出書添付図面のとおり）	土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定により、大豆田土地改良区の定款の変更を平成十八年十月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。
25	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	平成十八年十月二十五日

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、大豆田土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十八年十月十六日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理

新規土地改良事業施行認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、蓬田村土地改良区が新たに行う長科地区の土地改良事業の施行認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
 - 1 土地改良事業計画書の写し
 - 2 定款の写し
- 二 縦覧の期間
 - 平成十八年十月二十六日から同年十一月二十四日まで
- 三 縦覧の場所
 - 蓬田村役場

換地計画認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、六戸町坪毛沢地区土地改良事業共同施行前村長政ほか四十六人に係る坪毛沢地区の換地計画の認可の申請を適当と決定したので、同法第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月二十五日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年十月二十六日から同年十一月二十四日まで

三 縦覧の場所
六戸町役場

(発行所
青森市長
島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二
奥印町三丁
株式会社)

定価小口一枚二付十五円一
錢 每週月・水・金曜日發行

出 先 機 関

蓬田村役場